

『大陸新報』に見る戦時期上海のユダヤ社会

—— (2) 1939年5～8月 ——

菅野賢治

1930年代半ば、イラク、インド出自のイギリス籍セファラディ・ユダヤ教徒数百名と、ソヴィエト体制を忌避してきた白系ロシア・ユダヤ教徒・ユダヤ人集団四千名ほどから構成されていた上海のユダヤ社会に、第三の集団としてナチス・ドイツからの避難民たちが加わり、その数は1939年4月の段階ですでに四～五千人に達して、既住の白系ロシア・ユダヤ集団を早々に上回る勢いとなった。

そのような折、『大陸新報』は、ユダヤ人向けのドイツ語日刊紙『シャンハイ・ジューイッシュ・クロニクル (Shanghai Jewish Chronicle)』の産声を伝えている。

【記事12】昭和14 (1939) 年5月7日 (日) 朝刊7面「在滬ユダヤ人／新聞を発行」

ドイツを追はれて上海に住家を求めて来たユダヤ人はすでにその数四千余に達し、従来から上海にゐた同族を合すると一万に近い大世帯となり、上海在住の各国人分野に主要な地位を占めるに至つたが同族はやはり同族の新聞が欲しいと五月一日付を以て『シャンハイ・ジューイッシュ・クロニクル』といふ独文新聞を発行してゐる、事務所はハミルトン・ハウス一二二号で、独系ユダヤ人の新聞はユダヤ避難民救済委員会で発行せざる様希望してゐたのであるが、急には英字新聞も読めず、さりとてニュースは欲しいといふわけでユダヤ系ドイツ新聞の発刊となつたものである [全文]

だが、実のところ、上海におけるユダヤ系ドイツ語新聞はこれが最初の発刊ではない⁽¹⁾。

まず、上海のユダヤ系住民がユダヤの立場から手に取ることのできる新

聞としては、1904年、バグダッド出身のイギリス国籍ユダヤ人、ニッシム・エリアス・ベンジャミン・エズラ（1883-1936）が創刊したシオニスト系の英語新聞『イズラエルズ・メッセンジャー（Israel's Messenger）』があった。白系ロシア・ユダヤ人たちは、自前のロシア語新聞を立ち上げようとしたが、その都度、不首尾に終わったようである。また、上海在住のドイツ人向けには、1932年創刊の『ドイツ上海新聞（Deutsche Shanghai Zeitung）』から1936年に改名した『東アジア・ロイド（Der Ostasiatische Lloyd）』があり、上海におけるナチ党の御用新聞となっていた。おそらくこれに対抗しようとの意図もあったのだろう、みずからベルリンをあとにしてきたユダヤ系ジャーナリスト、ヴォルフガング・フィシャーが、1939年3月、週刊新聞『上海週間（Shanghai Woche）』を立ち上げ、その直後の5月、『大陸新報』が伝えるように、日刊（のちに週刊）『シャンハイ・ジューイッシュ・クロニクル（Shanghai Jewish Chronicle）』が産声を上げたのだった。創刊者はオシエ・レーヴィンで、紙名は英語だが記事はすべてドイツ語で書かれた。『大陸新報』の記事中、「独系ユダヤ人の新聞はユダヤ避難民救済委員会で発行せざる様希望してゐた」という一節が目を引き、英語を主たる通用語とする上海にあって、既存のユダヤ居留民たちがドイツ語（のちにはイディッシュ語、ポーランド語）による出版・文化活動をどのような目で見えていたか、今後、注視していく必要がある。

この1939年5月には、オーストリア出身の弁護士にして、フロイトの薫陶を受けた精神分析学者でもあったアードルフ・ヨーゼフ・シュトルファー（1888-1944）が、博識とユーモアに満ちあふれた文芸・情報誌『黄色ポスト（Gelbe Post）』を創刊している。

しかし、ドイツ語を加えて新たに厚みを増した上海のユダヤ系文化活動にこれ以上読者の目を向けさせる余裕もないまま、1939年、第二次世界大戦開戦前の『大陸新報』紙上におけるユダヤ関連記事は、ますます規模を膨らませながら流入を続ける難民の話題で一色に塗りつぶされていく。

【記事13】昭和14（1939）年5月9日（火）朝刊7面「又々四千人／避難の猶太人」

ナチス・ドイツのチエコ共和国併合はユダヤ民族には〈楽園の喪失〉を意味し、我れ先に国外に逸走したが、これら難民は上海共同租界を唯一の避難地を選び去る一月以来続々と来滬してゐるが、来る十三日

入港のイタリー船コンテロスト号で四四〇名のユダヤ難民が来滬する外十五日にはドイツ船ロイドツウエリスト号、ユリイテサアリイ号、平沼丸の各船で三千名、十九日入港のサルノホリスト号、廿二日のビクトリア、二十三日の郵船畿内丸の船で一千名が来滬する筈で、現在共同租界に居住する難民が九千名ゐるが、これが一時に四千名増加することになり、ユダヤ難民救済委員会ではこれが対策に腐心してゐるが、取り敢ず博物館路付近の住宅に収容することになった、なほ続々と増加する模様であり、当局では頭を悩ましてゐる [全文]

5月15日、上海到着予定の三便で「三千名」とは、いささか誇張の感が拭えないが、4月までの一便十数名、数十名という難民数が、以後、数百名の水準まで一気に跳ね上がったことは想像に難くない。また、「現在共同租界に居住する難民が九千名」という部分も、この段階では先住の白系ロシア・ユダヤ集団も含めて、との意味に解されるべきだろう。いずれにせよ、既存のユダヤ居留民の数を瞬く間に二倍以上に膨れ上がらせるという、1937年以来、上海を軍事占領下に置いてきた日本当局ももはや座視できない事態となったことは確かである。

【記事14】昭和14（1939）年5月14日（日）夕刊2面「ユダヤ人の洪水／上海の『住宅』に氾濫」

祖国なきユダヤ人は [中略] このまゝで行けば本年末までには、約三万人に達するのではないかとはいはれてゐるさなきだに住宅問題に悩まされてゐる上海にこの夥しい数のユダヤ人の流入することは住宅難を更に一層深刻なものにし、当地ユダヤ人救済委員会でも頭を悩まし [中略] 後から後からと際限もなく流れ込んで来るユダヤ人の波には遂に悲鳴をあげ、それに十五日には約八百人、今月末までには更に千二百人の来滬が予定されてをりこれには双手をあげて参つてしまつてゐる [中略] これから夏に向はうとしてゐるときではあり上海に流れ込むユダヤ人は中産階級以下が大部分を占め中には夏着の持合せもない者もある有様、ユダヤ人救済問題に自ら乗り出して世話をやいてゐるヴィクター・サツスーン氏は語る

刻下の急務は十五日来滬する八百名のユダヤ人を何処に収容するかの問題です、華徳路のユダヤ人宿泊所には現在約二千人も収容して

をりもう収容余力はありません、上海に来るものは大抵一文なしの連中ですから彼等を宿泊所に運ぶためと食糧運搬にトラックがあつてもいゝですね今のうちに何とかせねば新来者は街頭に寝るより外ありますまい、日本軍当局にも蘇州河以北の学校とか使用してゐない工場などをユダヤ人収容に使用させて貰ひ度いと思つてゐますが現在のところ取り敢へずウエイサイドの崇信紡敷地に収容所を設けるつもりです病院の設立も考慮してゐますがこれはユダヤ人各自が協力して建設する計画です [全文]

【記事15】昭和14（1939）年6月5日（月）夕刊2面「ユダヤ人また上海へ／総数愈よ二万に近し／きのふ四百六十五名を加ふ」

市在住のオーストリア、ドイツ系のユダヤ人難民に加へて更に四日午後コント・ヴェルデ号にて四六五名のユダヤ人が下船したが、公和祥碼頭には彼等の監督の任に當つてゐる救済委員会の諸氏が集まり下船の世話をやつてゐたが、上陸せる難民の大部分は蘇州路、兆豊路、楊樹浦路、エンバンクメントビル等々のキャンプに収容された、現在居住のユダヤ人は一〇五〇〇を数へ、新来者九〇〇〇を加へると年末までには上海は彼等の新しき母国と化すであらうといはれてゐる [全文]

【記事16】昭和14（1939）年7月1日（土）朝刊7面「猶太人児童／夏季収容所」

工部局の虹橋肺結核療養院は現在使用してゐないが、夏季七、八月中これを亡命猶太人児童のため開放することゝなつた [全文]

【記事17】昭和14（1939）年7月27日（木）朝刊7面「ユダヤ難民子女を／市中心区に収容／わが軍当局で温い保護」

楊樹浦の破屋に着のみ着のまゝ幼き子供をかき抱いて伏してゐるユダヤ難民の生活は見る目も悲惨であるが、これ等ユダヤ難民にわが軍当局が温かい保護の手を差しのべることになり、国際関係がことのほか陰悪なる時、朗かな話題をなげかけてゐる——二十六日早朝ユダヤ難民自治会代表が軍当局を訪れ『楊樹浦には住居なく、空気も悪く、子女の健康に悪いから』と子女の収容に滬西盲童学校の借方を依頼して

来たが、軍当局では滬西地区は治安も未だ万全といひ難く、保健地帯としても適當でなく、子女の収容所としては盲童学校は不適當との理由で一応これを拒否したが、ユダヤ人の申入れは妥当と適當な場所を物色したところ、市中心区を最適地と認め二十八日から市中心区の適當な場所へユダヤ難民子女十五才以下四百名を収容することになつた、これは果てしなき流浪の旅ですさみ果てた童心を憩はせようとする軍当局の人的行為にほかならない [全文、傍点引用者]

ここで「ユダヤ難民自治会代表が軍当局を訪れ」、あるいは「軍当局の人的行為」といった『大陸新報』の文言に触れたところで、これら一連の事態を、犬塚惟重・海軍大佐（1890-1965）の行動と関連づけて整理しておく必要がある。

1936年、『日本及日本人』10月号に掲載された「猶太問題より見たる日英関係」を嚆矢とし⁽²⁾、宇都宮希洋の筆名のもと、陰謀説に大きく傾斜したユダヤ論を展開してきた犬塚は、1938年4月、外務省、陸軍省、海軍省が中心となって政府内に設置した回教及猶太問題委員会⁽³⁾に、安江仙弘・陸軍大佐（1888-1950）とともに「ユダヤ通」として名を連ね、その頃から、軍事占領下の上海におけるユダヤ居留民に関する事実上の政策顧問として活動を開始していた。

1939年4月、支那方面艦隊司令部付・上海海軍武官府に配属された犬塚は、17日、上海入りし、早速、ユダヤ対策を主務とする特別調査部（通称「犬塚機関」）を立ち上げる⁽⁴⁾。先立つ3月20日、外務省は、前年末の五相会議で採択された「猶太人対策綱領」に沿ってユダヤ政策を講ずるため、上海での実地調査を行うことを決定していた。これにともない、陸軍からは安江大佐が大連より出張、外務省からは上海領事・石黒四郎、海軍からは犬塚が出て、5月9日、上海での三者による初会合を経て、調査を開始した。調査団は、5月26日、最初の処理案を策定。6月3日、黄浦江に停泊する戦艦「出雲」の艦上で興亜院の代表も交えた会合を経て、6月11日、犬塚は「猶太避難民処理案」を海軍本省に打電している。さらに6月18日、総領事館で開かれた会合で海軍案に対し各関係機関から出された意見を犬塚と石黒がとりまとめ、7月1日、「上海猶太避難民応急対策（陸海外現地案最終案）」を作成。7月6日、犬塚と安江がこれを携えて東京に帰還し、翌7日、政府に提出した⁽⁵⁾。

この「応急対策」の原文引用は丸山直起『太平洋戦争と上海のユダヤ難民』に委ね、ここではその要約を掲げるととどめる。

(一) 共同租界の日本軍警備地区に既住のユダヤ避難民について、ユダヤ難民委員会に名簿を作成させ、提出させる

(二) それらの避難民の警備地区内での居住、営業は引き続き許可する

(三) 以後、新たな避難民の居住、営業を禁止するが、この措置が外国による政治宣伝に利用されないよう留意する

(四) 現在、上海に向けて航行中の者を除き、日本軍警備地区内への進入を禁止し、違反者は地区外へ退去させる

(五) ドイツ、イタリア両国の東京代表部と秘密裡に交渉し、以後、上海その他の日本軍占領地帯にユダヤ避難民を送付しないよう働きかける

7月11日と13日、東京の回教及猶太問題委員会では、提出された「応急対策」をめぐる討議がなされ、一部の委員から、それが前年末、五相会議で決定された「猶太人対策綱領」の趣旨から逸れ、ユダヤ側に厳しい内容になっているのではないかと、との疑義も提出されたという。これに対し、幹事会（おそらく犬塚主導）の方では、(イ) 対象は新着の「避難民」一般であり、ユダヤ人のみに差別的な措置とは言えない、(ロ) 五相会議の決定においても、貧窮者の入国禁止は規定方針であった、(ハ) 新来者の居住、営業禁止には「特別の場合を除く」との例外規定が添えられており、資力を備えたユダヤ人を例外とみなすことにより、五相会議の精神を尊重することができる、(ニ) 上海の非常事態に鑑み、この程度の暫定的禁止・制限措置はやむを得ない、との反論をもって応じ、結局「応急対策」は、若干の文言修正を経て、8月3日付、正式な対策として決定の運びとなった。

一方で、犬塚、安江、石黒の三名の調査員は、「応急対策」とは別に7月7日付で「上海ニ於ケル猶太関係調査合同報告」も回教及猶太問題委員会に提出し、そのなかで、緊急の難民対策の枠を越えた、より長期の視点に立った上海ユダヤ対策の方向性を示そうとした。すなわち、在上海イギリス籍ユダヤ人を親日に導く方途、ユダヤ系資本の誘致、在中国のユダヤ住民を利用して対日強硬に傾くアメリカ世論を懐柔する試みなどである。その上で、中国における日本占領地を、難民を含めたユダヤ人全員の「楽土」とすべく、将来、いづこかの場所にユダヤ人特別居住地を設置する必要があるとして、上海ならば現共同租界の北側や黄浦江対岸の浦東、揚子江河口の巨大な中州、崇明島、さらには南シナ海の海南島を候補地に挙げるの

だった⁽⁶⁾。

7月18日、回教及猶太問題委員会幹事会でこの報告書が討議の対象となったが、構想の具体化のためにはさらなる調査と検討を要するとの認識にとどまり、現地上海に新たなユダヤ対策機関を設置すべしとの犬塚らの提言も宙に浮いた格好となる。おそらく犬塚としては、もはや各省庁からの出向による暫定組織ではなく、政府直属の独立機関として海軍武官府特別調査部の格上げを狙ったものであろうが、実を結ばず、結局、上海におけるユダヤ対策を担うこの継ぎ接ぎ的な体制は、翌42年3月、犬塚の離任を経て、4月以降、後任の實吉敏郎・海軍大佐に繰り越されることとなる⁽⁷⁾。

*

ここで犬塚を中心とする日本当局の内幕からいったん離れ、蒋介石率いる中国国民党の動向を伝える『大陸新報』の記事に注目してみる。

【記事18】昭和14（1939）年8月5日（土）朝刊7面「猶太難民を救済／財閥援助を求む／資金難に悩む党府の苦肉策」

【同盟香港四日発】昆明來電によれば党府は近く經濟部及び雲南省政府の合作で雲南省内昆明付近に國際難民收容特別区域なるものを設定、欧州を追はれて支那に流れて来たユダヤ人の收容に当ることとなり目下經濟部並に雲南省政府より技術員を派して地域の設定、設備、計画等を準備中である

右は西南開發資金の欠乏に悩む党府が猶太難民を收容して便宜を図ることに依り猶太人の同情を買ひ以て猶太財閥からその資金を引出さんとする苦肉の策と見られてゐる [全文]

関連して、五日後の8月10日、日本の英字新聞『ジ・オーサカ・マイニチ・アンド・ザ・トウキョウ・ニチニチ』に掲載された記事からも抜粋しておく。

KOBE. Aug. 9. —On his way to the United States and to Europe to raise money and work out the details of his plan to establish a

settlement of 100,000 European emigrants in Yunnan province, Jacob Berglas, head of the banking and woolen concerns bearing the name of Berglas Bros of Germany and England, passed through here today on board the C.P.R. liner Empress of Canada. [...]

Writing of his project and of the selection of Yunnan as the starting point he says: "It must be added at this point that Yunnan has been selected, or rather preliminarily chosen, because the Provincial government there has agreed [...]."

"Also Shanghai and its vicinity would be very suitable, but these plans can only be considered once the ownership of the land in question can be ascertained. [...] It is requested to take this scheme not as a plan for only Jewish emigration but as an emigration plan in general. The case of the Jewish emigration is no doubt the most urgent one at the present moment, but even this emigration is not altogether Jewish any longer."

In this connection he denounced the Palestine colonization as a failure. [...]

Mr. Berglas has visited the Orient a number of times and, previous to the outbreak of the present Sino-Japanese hostilities, his firm established a factory in the Hongkew district in Shanghai, which subsequently has been closed. He came out on his present trip several months ago, followed by Mrs. Berglas, who is now vacationing at Karuizawa. [...]

Mr. Berglas is expected to return again to the Far East in late autumn, when he is expected to know whether he will be able to go on with this project. ⁽⁸⁾

事の発端は、1939年6月15日、上海に拠点を置くドイツ・ユダヤ人企業主ヤーコプ・ベルグラスが、アメリカ・ユダヤ合同配給委員会（通称「ジョイント」、以下JDCと記す）のパリ支部長に宛てた一通の長い手紙である⁽⁹⁾。それによると、ベルグラスは、数週間前から中国政府の要人たち、ならびに雲南省の地元当局と接触を図り、雲南省の中心都市、昆明に新たな移民入植地を建設する計画について前向きな反応を得ている。もしもこ

の計画が実現を見れば、現下、アメリカ入国ヴィザを申請しながら、年次制限によりそれを手にし得ずにいる十万人規模の移住希望者をそこに吸収することができるであろう、というのだった。ベルグラス自身は、書簡中、一度も「ユダヤ」の語を用いておらず、上に引用した『ジ・オオサカ・マイニチ』の記事中でも、この大量移民受け入れ計画が必ずしもユダヤ人のみを対象にしたものではないと強調しているが、計画への理解、協力を真っ先に求めた相手がJDCであることから見ても、主要にして喫緊の対象として、ドイツならびにドイツ占領地のユダヤ人を念頭に置いていたことは疑えない⁽¹⁰⁾。

近年の資料調査によれば、この時ベルグラスは、孫文の子、孫科（1891-1973）に計画をもちかけ、産業の育成、国際世論における好印象など中国側の利益について理解をとりつけた上で、8月、みずからアメリカに渡り、直接、合衆国国務省とユダヤ諸団体に説得を試みようとしたという⁽¹¹⁾。しかし、すでに6月24日の『シャンハイ・タイムズ』は、ベルグラスの率先行動が中国政府により「時期尚早」として退けられた旨、報じていた⁽¹²⁾。また、JDCの中心メンバーにして難民経済局の局長をつとめるチャールズ・リープマンは、7月21日、マニラのユダヤ難民委員会会長アレックス・フリーダーに宛てた手紙のなかで、ベルグラス計画は「いかがわしさにくるまれて」おり、アメリカ在住の中国人も、中国で事業に携わるアメリカ人も、その可能性には否定的な見解を述べているため、当面、その種の提案に協力姿勢を示すことは控えるべき、との私見を綴った手紙を残している⁽¹³⁾。最終的には、ベルグラスによる説得の努力も虚しく、中国、アメリカ両政府から非現実的との評価を下され、すべては計画倒れに終わることとなる。

本稿の筆者にとって、むしろ不可解と映るのは、『大陸新報』がこの件を報じた時期、ならびに、あたかも計画が着実に進行中でもあるかのような、その報じ方である。8月上旬、ベルグラスが神戸からアメリカに向け、政府ならびに関係機関を説得するための行脚に立とうという段階、つまり『ジ・オーサカ・マイニチ』が報じるとおり、計画実現の可能性如何は、ベルグラスのアメリカ行脚の末、同年の秋頃に判明するであろうというにすぎない段階で、すでに蒋介石の「党府」が「地域の設定、設備、計画等を準備中」であるとする『大陸新報』報道の根拠はどこにあったのか？ 翻って、同紙が伝える「党府が猶太難民を収容して便宜を図ることに依り

猶太人の同情を買ひ以て猶太財閥からその資金を引出さんとする苦肉の策」とは、実のところ、犬塚を筆頭とする「ユダヤ利用論」者たちの策そのものであり、穿った見方をすれば、このような国民党政府によるユダヤ招致政策に出し抜かれぬよう、日本側もユダヤ居住地の設置計画に早急に着手すべし、という犬塚の意を積極的に酌んだ報道と受け止められないこともないのだ。

この点で注目に値するのが、上述のとおり、犬塚、安江、石黒の三名の調査員が1939年7月7日付で回教及猶太問題委員会に提出した「上海ニ於ケル猶太関係調査合同報告」の一節である。

重慶政府ノ目的ハ猶太避難民ノ該地移住ヲ許可スル交換条件トシテ猶太側カ資金ヲ供給シ積極的ニ西南開発ヲ為スコトヲ以テセリ、此ノ交渉ニ際シ猶太人カ回教徒中ニ割込メハ該地ハ第二ノ「パレスティン」ヲ出現スヘク支那側ニ対シ回教徒トノ争鬭ノ為メ猶太人ノ身分ヲ保護セヨト提議セル由ナリ。

又別ニ重慶政府ハ猶太側ニ対シ、雲南ヘノ猶太人移住ヲ慫慂シ猶太委員会ト雲南昆明鉄道ノ持主タル中法商工銀行トノ間ニ相談行ハレタリ。而シテ猶太側ヨリハ避難民ノ生活資金ト安全保証トヲ重慶政府ニ要求セリト云フ。⁽¹⁴⁾

1939年6月、犬塚、安江、石黒の三者が現地調査を行った段階では、たしかにベルグラスなるユダヤ企業家の発案のもと、重慶政府がユダヤの難民と資本の同時受け入れを梃子とする西南地域の経済開発に動き出したらしい、との情報が一定の信憑性ととも受け入れられたとしても無理はない。だが、その後、犬塚らの側には、ベルグラス計画の不首尾と困難についての続報もきちんと把握していながら、それを知らなかったことにし、「由ナリ」「ト云フ」として6月末ないし7月初めに囁かれていた伝聞を維持し、『大陸新報』にも維持させることによって、みずからの「ユダヤ利用論」の推進力にしようとする意図はなかったか。つまり、「日本がやらなければ先に蔣政権にやられてしまう」との焦燥感を、上海におけるユダヤ対策の重要性、喫緊性を政府や軍部に説きつけるための材料にしようとする狙いはなかったであろうか。

*

8月4日、犬塚らによる「応急対策」が正式なものとなった翌日、早速、同「対策」(五)に沿った動きが見られた。当時の外相、有田八郎がベルリンの大島浩大使に命じ、ドイツ側にユダヤ難民移送の停止要請を行わせたのだ(これに対するドイツ側の応答など、目下、不詳)⁽¹⁵⁾。

現地上海では8月11日、「応急対策」(一)～(四)に即し、海軍警備区域内のユダヤ人居住・営業に関する上海特別陸戦隊司令官の告示が発せられた。

【記事19】昭和14(1939)年8月12日(土)朝刊7面「警備区域内の猶太人移住を制限／近く難民の戸口調査」

ヨーロッパを追はれて上海に流れ込むユダヤ難民の群は最近愈々その数を増し我が海軍警備区域の楊樹浦方面では既に約五千名を数へこのまゝ無制限移住を許して置けば現在我警備地区内における日支人の深刻な住宅難に大脅威を与へるものとして我が関係各方面では難民救済委員会と連絡を取り慎重対策協議を続けてゐたが、最近両者の意見一致を見たので愈々来る八月廿二日現在のユダヤ居民以外は我が警備区域内移住を嚴重制限することに決定しユダヤ難民委員会では近々現在ユダヤ人の戸口調査を行ひこれを陸戦隊に届け出でユダヤ人の流入を嚴重防止することになった、この結果ユダヤ難民の『メツカ』と言はれた上海にも新しいユダヤ問題が提起された訳で今後のユダヤ人の動向は注目されてゐる、尚我が陸戦隊では海軍警備地域内のユダヤ人の営業に対し許可制を取ることに十一日左の如く告示した(写真は猶太人の氾濫する楊樹浦)

告 示

猶太避難民にして上海に於ける日本海軍警備地区内に於て既に居住し若は営業せるもの又は今後同方面に居住し、住所を変更し若は営業を開始せんとするものは所定の調査票を猶太避難民委員会を経て上海在勤海軍武官に提出し其の許可を受くるを要す、右に違反する者は日本海軍警備地区外に之を退去せしむ

昭和十四年八月十一日

上海特別陸戦隊司令官

すると、イギリス人代表が多数を占める共同租界の「工部局」（「上海市議会」の旧名にして俗称）もこれに呼応し、14日、すでにその時点で上海に向けて航行中の船舶に乗っている者を除き、日本軍警備区域以外の共同租界（蘇州河以南）へも新たなユダヤ難民の流入を禁じる措置を講じた。

【記事20】昭和14（1939）年8月15日（火）朝刊7面「ユダヤ人よ何処へ行く／工部局でも租界移住を拒否」

〔前略〕僅八ヶ月足らずの間に在滬ユダヤ人は一万五千と驚くべき数に達し、いまなほ各外国船によつて二百、三百と集団移民を行つてゐる有様で〔中略〕先にわが関係方面では二十一日以後ユダヤ難民の移住を制限する旨を通告したが、支那難民の復帰で急激な人口膨張に悩んでゐる工部局においてもこれ以上ユダヤ難民を收容することは不可能なりと十四日租界移住を断乎拒絶する旨を布告した

工部局ではユダヤ難民に対しては人道的立場から彼らに同情を寄せ、生活の保護に当ると、もに空地、空家屋の貸与を行つて続々便宜を与へて来た斯くの如き短期間に多数流入を見るに至つては財政的にも到底彼等の保護に当ることは不可能で警備業務上にも支障を来たすのでわが方の移住制限と相呼応してユダヤ難民の拒絶を布告するに至つたものである

これによつてユダヤ難民は現在居住してゐるものと十五日諏訪丸で来滬する五百名以外の居住はこれを拒絶することになつた、かくて『樂園復活』の夢は再び破られ今後のユダヤ人の去就はきはめて注目されてゐる、しかも現在上海に向けて航行中のユダヤ難民は判明せるものだけでも十四日の諏訪丸五百名を始めとして二十五日、二十八日の各船四千名来滬する筈で、上陸と同時に彼等は住む家もなく路頭に迷はねばならず彼等の悲劇はいつまでもつづくのだ

まさに連鎖反応というべきであろう、翌15日には、上海フランス総領事も新たなユダヤ難民のフランス租界居住を禁止する措置に打つて出た⁽¹⁶⁾。実情としては、日本軍管理区域への立ち入りを禁ぜられた新着のユダヤ難民がそれ以外の共同租界に押し寄せることを恐れた工部局の決定が、さらに南京路をはさんだ南側のフランス租界への流入についてフランス当局の危惧をおもつた格好である。こうして、新着の難民たちが居住できる場所

としては、南に中国人地区として残された旧県城（俗称・南島）と上海郊外のみとなつたわけであるが、これらの地域に新着のヨーロッパ人が居を据えることなど、實際上、ほぼ考えられないことであつた。

『大陸新報』も報じるとおり、この時、前年以來、ユダヤ難民受け入れに奔走してきたユダヤ諸団体に走つた衝撃は想像して余りある。しかし、当座、ユダヤ諸団体にできることといえば、すでにヨーロッパの港を出航済みの船舶で上海を目指している難民たちが、到着と同時に強制送還といった憂き目に合わないよう、人道の観点から、日本軍政当局、工部局、フランス領事館のそれぞれに哀願することくらいであつた。

【記事21】昭和14（1939）年8月16日（水）朝刊7面「五千名の上陸を禁止／ユダヤ人協会望みの綱断たる」

〔前略〕去る十一日現地当局では八月二十一日以後のユダヤ難民の虹口地区居住を許可せざる旨を上海ユダヤ人協会へ通告したが、更にこれに呼応するが如く共同、仏両工部局においても租界人口過剰の理由からユダヤ難民上海移住を拒絶する旨を十五日正式に通告して在滬ユダヤ人に一大衝撃を与へてゐる

これに対してユダヤ人協会ではアラビヤ物語に出て来る様な二千五百人を收容する大テントを多数組み立て、ヨーロッパから追放され各地居住を拒絶されてゐる同胞の收容を計画してゐた矢先であり大恐慌を来し取り敢へずユダヤ難民協会では十五日緊急委員会を開き善後策を協議したが同協会では工部局の拒絶に関しては結局人道的立場から我等に同情を寄せ生活の保護に当るだらうとの樂觀的見解を持し難民移住に関して工部局当局に了解を求める事になつてゐる

しかし事実ユダヤ難民救済会においても日を追つて増加するユダヤ難民を收容することは財政的にも許されないと難民收容を拒絶してゐる状態で両租界当局では十六日諏訪丸で移住予定の五百名を除いて現在十五隻の船舶で来滬中の五千名は断乎上陸を禁止、帰還せしめる強硬方針を持して居り、ユダヤ人協会の一縷の望みも断たれるに至つた、しかしわが方ではユダヤ難民に関しては人道上的見地から万腔の同情を寄せ来滬する者を追ひ返すには忍びずとユダヤ委員会においても移住対策を考慮中で適当な場所にユダヤ地区を設定し経済開発に参加せ

しめよとの意見も有力に台頭してゐる [全文, 傍点引用者]

こうして、8月22日の禁止令施行を前に最後のユダヤ難民移送船となった日本郵船の諏訪丸は、その特別な意味をもって報道機関の注目を浴びた。

【記事22】 昭和14（1939）年8月17日（木）夕刊2面「民族の哀愁のせて／ユダヤ人最後の移民船諏訪丸／話題豊かに寄港」

欧州帰り郵船諏訪丸は今十六日午前九時四十分公和祥碼頭に繫留した、上海居住を許されるユダヤ人最後の移民船として注目されただけあつて出迎へのユダヤ人も何となく緊張の面持である [中略] =写真 (上) は上陸した最後のユダヤ人一行 [後略]

その間、すでに船上の人として上海に航行中の難民たちの処遇をめぐって協議に入っていた日本当局、工部局、仏租界代表部の三者は、人道の観点から、たとえ22日の上海入港に間に合わずとも、その時点ですでに航行中の船舶については、ユダヤ難民の入市禁止の対象にはしない旨、合意に達するのだった。

【記事23】 昭和14（1939）年8月18日（金）朝刊7面「移住途中の者は／上陸を許可／ユダヤ難民対策決る」

ユダヤ難民の上海集団移住はわが現地当局及び共、仏両租界当局の拒絶通告によつて二十二日を最後とすることになつたが、なほ現在多数の船舶によつて移住の途次にあるユダヤ難民の取り扱いに関してわが方では共、仏両租界当局とも打ち合せて慎重対策協議中であつたが、人道的見地からこれら移住の途次にある難民は上陸を許可することに決定、日本総領事館では十七日左の如き正式声明を發した、なほユダヤ難民対策に関しては共同、仏両租界当局の依頼によつて日本総領事館において両租界当局代表者と適宜協議を行ひ、同一歩調で進むことになつた

ユダヤ人避難民／声明に関する件

【日本総領事館十七日発表】 虹口および楊樹浦地区に居住するユダヤ避難民が、本月二十二日までに登録すべきことはすでに発表ありたる通りにして変更はないが、日本当局としては人道の見地から共

同租界および仏蘭西租界当局とも打合せの上既に現在上海に向け航行中のもの及び既に船舶に乗込みたる者は上海に上陸を許可する、上海に上陸せられる最後の船舶は左の通りである、それ以後は各船舶会社とも避難民を運送せざる趣きである。八月十四日出帆白山丸、八月十六日出帆伊太利汽船エヤンタマノ号、八月十八日出帆仏蘭西汽船アトス第二号、八月十八日出帆独逸汽船トツタム号

なほ今後ユダヤ避難民問題で種々打合せの必要あると認められるので共同租界及びフランス租界当局の希望により将来日本総領事館において両租界当局の本問題担当者と随時会合することになつた [全文]

ヨーロッパでは、23日、独ソ不可侵条約が結ばれ、翌24日、イギリス、フランスが対ポーランド援助条約を締結している。日本では、28日、「欧州は複雑怪奇」との言葉を残して平沼騏一郎内閣が総辞職し、30日、阿部信行内閣が成立。ナチス・ドイツがポーランド侵攻に踏み切るのは、その二日後、9月1日のことである。

こうした世界の大激動の余波により、一度定まったかに見えた上海のユダヤ難民受け入れ体制も大きな見直しを余儀なくされることとなるが、これについては本稿の続編で扱う。ここでは、9月以降の報道ではあるが、特例により8月22日以後の上陸を許可されることとなつたユダヤ難民たちの姿を伝える『大陸新報』の記事を掲げるとどめよう。

【記事24】 昭和14（1939）年9月12日（火）朝刊7面「最後のユダヤ移民船／けふ二隻相次いで入港」

上海集団移住を許可される最後のユダヤ移民船として注目されてゐるイタリー汽船コンテ・ビアンカマノ号並びに郵船白山丸は民族の哀愁をのせて十二日相前後して上海に入港することになつた

コンテ・ビアンカマノ号で来滬の途次にあるユダヤ難民四百四十名はパスポートの不備で上陸許可が疑はれてゐたがわが当局では共、仏両租界当局とも協議の上、人道的見地から特に彼等の上陸を許可することになつた

去る十八日の声明により白山丸並びにコンテ・ビアンカマノ号の両船で来滬の四百四十名を除いて上海移住は拒絶されることになつたが、欧州の戦乱を避けて上海に移住せんとするユダヤ難民はなほ多数

ある見込でこれが取扱いに関してユダヤ委員会で考慮中で適当な場所にユダヤ地区を設定、これを収容せんとする意向が台頭してゐる [全文、傍点引用者]

【記事21】同様、ここでも、筆者が傍点を付した、「適当な場所にユダヤ地区を設定し」という文言は、依然、「ユダヤ利用論」を追求していた犬塚の意向を、記事の書き手が意識的に反映させた結果と読めなくもない。最終的には、1941年末、太平洋戦争開戦により水泡に帰すこととなる犬塚の計画が、その後、いかに『大陸新報』の行間に見え隠れするか、という点にも目を凝らしながら、後続の記事の分析を行っていかねばならない。(続)

*本研究はJSPS科研費、平成29～令和2年、基盤研究(C)(1)課題番号17K02041、平成30～令和4年、国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))課題番号18KK0031の助成を受けたものである。

註

- (1) 戦時期の上海におけるユダヤ系新聞について、David Kranzler, *Japanese, Nazis & Jews: The Jewish refugee community of Shanghai, 1938-1945*, Hoboken, New Jersey, KTAV Publishing House, Inc., 1988 (first ed. 1976), pp. 364-368を参照。
- (2) 宮澤正典『日本におけるユダヤ・イスラエル論議文献目録1877-1988』, 新泉社, 1990年の索引中、「宇都宮希洋」を見よ。
- (3) 委員会の設置について、丸山直起『太平洋戦争と上海のユダヤ難民』, 法政大学出版局, 2005年, 88-89頁を参照。
- (4) 犬塚きよ子『ユダヤ問題と日本の工作——海軍・犬塚機関の記録』, 日本工業新聞社, 1982年, 90頁, 478頁。
- (5) 丸山, 前掲書, 102-105頁。
- (6) 同, 109-110頁。「合同報告」の全文は、阪東宏『日本のユダヤ人政策: 1931-1945——外交資料館文書「ユダヤ人問題」から』(未来社, 2002年)に「付録8」として収録されている。
- (7) その後、紆余曲折を経、最終的に上海ユダヤ対策の管轄が1942年11月創設

の大東亜省に移される経緯については、菅野賢治「上海無国籍避難民指定居住区の設置過程——實吉敏郎海軍大佐の未発表文書をもとに」, 京都ユダヤ思想学会『京都ユダヤ思想』第11号, 2020年(掲載決定)を参照されたい。

- (8) 'Berglas Seeks Funds To Set Up Colony Of 100,000 Europe Emigrants In Yunnan', *The Osaka Mainichi & the Tokyo Nichi Nichi*, August 10, 1939, p. 2.
- (9) JDC古文書, フォルダー番号458, NY_AR3344_Count07_00523.
- (10) Pamela Rotner Sakamoto, *Japanese Diplomats and Jewish Refugees: a World War II dilemma*, Westport, Praeger Publishers, 1998, pp. 84-85; 丸山, 前掲書, 125頁。
- (11) Marcia Reynders Ristaino, *Port of Last Resort. The Diaspora Communities of Shanghai*, Stanford University Press, 2001, pp. 116-118
- (12) Rotner Sakamoto, *ibid.*, p. 98, note 79.
- (13) JDC古文書, フォルダー番号458, NY_AR3344_Count07_00548.
- (14) 阪東, 前掲書, 373頁。
- (15) Heinz Eberhard Maul, 'Japan und die Juden. Studie über die Judenpolitik des Kaiserreiches Japan während der Zeit des Nationalsozialismus 1933-1945', thesis, University of Bonn, 2002, p. 142; ハイנטツ・E・マウル『日本はなぜユダヤ人を迫害しなかったのか』, 黒川剛訳, 芙蓉書房出版, 2004年, 124頁。
- (16) 丸山, 前掲書, 113頁。

The Jewish Society in wartime Shanghai as reported in *Tairiku Shinpo*

(Part II: May - August 1939)

Kenji Kanno

Abstract

This series of papers is based on a thorough search of articles in *Tairiku Shinpo* identifying those that mention Jewish residents in Shanghai under the Japanese military control. The present second part covers the period May-August 1939, a period characterised by the continual influx of Jewish refugees from Germany and its occupied territories, which induced the Japanese government to dispatch to Shanghai the Naval captain Koreshige Inuzuka (1890-1965), renowned as 'expert for Jewish affairs' in Japan and Manchuria.

Through this contemporaneous press information, we learn that the arrivals of German-Austrian Jews, which then seemed interminable and becoming of even larger scale, provoked alarm not only from the local Japanese authorities but also from the delegation of the International Settlement ('Board of Works') and the representatives of the French Concession successively. When, on 21 August 1939, the Japanese local military authorities prompted by Inuzuka published the regulations forbidding entry of newly arrived refugees in the Japanese defense sector, the International Settlement and the French Concession, fearing its repercussions on them, took similar action.

Nevertheless, these closure measures were destined to be momentary. The outbreak of the WWII would bring a new order of things, forcing the three foreign authorities (Japanese, British and French) to review their respective restrictive policy concerning the Jewish refugees.